

新しい図書館のあり方検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 四日市市にふさわしい図書館のあり方を検討するため、「新しい図書館のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、これまでの経緯や協議結果を踏まえた上で、より具体的な検討・検証を行うことにより、四日市市における図書館のあるべき方向性を取りまとめ、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(組織)

第 3 条 検討会は、12名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体代表者及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、臨時委員として、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 検討会は、原則として審議会等の会議公開に関する指針に基づき公開する。

2 個人及び事業者等に関する情報については、委員の意見により部分的に非公開とすることができる。

3 検討会を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、四日市市立図書館において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月17日から施行する。